

# 身体拘束等適正化のための指針

株式会社GIUSTO

## I 身体拘束等適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。株式会社GIUSTO(以下、「法人」という)では、利用者の尊厳と主体性、人格を尊重し、拘束を安易に正当化することが無いよう、職員一人一人が身体的・精神的弊害を十分に理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない正しい支援の実施に努めます。

## II 身体拘束等適正化に向けての基本方針

法人は、サービス提供にあたり、利用者の生命または身体を保護するため、緊急・やむを得ない場合を除き、身体拘束・その他の行動を制限する行為を禁止する。

### (1) 緊急・やむを得ない場合の判断基準

障がい者虐待防止法に基づき以下の3つの要件全てを満たす場合のみ、緊急・やむを得ないとして身体拘束を行う必要があると判断される。

- ① 切迫性  
利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。
- ② 非代替性  
身体拘束・その他の行動制限を行う以外に代替する対処方法がない事。
- ③ 一時性  
身体拘束・その他の行動制限が一時的なものである事。

### (2) 法人において、緊急・やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- ① 自傷行為が起こり、それを抑制する場合
- ② 他害行為が起こり、それを抑制する場合
- ③ 屋外移動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時など
- ④ 屋内作業時における事故等からの危険回避、パニック、発作時など
- ⑤ 興奮時などに気持ちを落ち着けるための個室への移動

### III 身体拘束適正化検討委員会・その他事業所内の組織に関する事項

身体拘束、行動制限の適正化に向けて「身体拘束適正化検討委員会」の設置を行う。

#### (1) 設置目的

- ① 事業所内での身体拘束等適正化に向けての現状把握及び改善について検討
- ② 身体拘束を緊急・やむを得ず行う場合の検討および手続き
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体拘束等適正化に関する職員全体への指導・訓練、施設整備等の実施
- ⑤ 虐待・身体拘束に関するマニュアルの見直し

#### (2) 身体拘束適正化検討委員会の構成員

1. 委員長 2. 副委員長 3. 事業所委員(各事業所の職員)で構成し、様式1「身体拘束適正化検討委員会組織」に担当者を記載する。

#### (3) 委員会の開催

原則として1年に1回開催するものとする。但し、必要に応じて臨時にて開催する。  
また、委員会で行った内容については記録する。

### IV 身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1) 身体拘束等適正化のための研修を年1回実施する。
- (2) 新入社員に対する身体拘束等適正化のための研修を実施する。
- (3) 上記研修については、研修の実施記録(内容・日時・参加者)を記録する。

### V 身体拘束発生時の対応・報告

- (1) 身体拘束を行った場合は、様式2「身体拘束記録表」を用いて、心身の状態や内容・目的・理由・拘束時間・緊急・やむを得ない理由などを記入する。
- (2) 記入後、委員会での再検討の結果、身体拘束を継続する必要性が無い場合は速やかに身体拘束を解除する。
- (3) 身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間などの記録をもとに説明を行う。

### VI 利用者などに対する当該指針の閲覧に関する基本方針

指針については、求めに応じて利用者および家族などが自由に閲覧できるよう、ホームページに公表し、閲覧可能な状態にする。

<附則>

1. この指針は、令和4年7月1日より施行する。